

業務指示書

ベトナム国北西部6省対象：農業生産性向上に向けたニーズ情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めません。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

【その他の業務従事者について】

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地方（農村）開発・農業開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地方（農村）開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地方（農村）開発・農業開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業／組織】

- 1) 類似業務の経験：農業／組織に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業／普及／組織】

- 1) 類似業務の経験：農業／普及／組織に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND

1 = 0.0057

円, US\$1 = 124.21

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地方(農村)開発
農業/組織
農業/普及/組織

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月11日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul*g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国北西部6省対象：農業生産性向上に向けたニーズ情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(15.00)	
(1) 類似業務の経験	9.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	6.00	
2. 業務の実施方針等	(35.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20.00	
(3) 要員計画等の妥当性	5.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地方（農村）開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業／組織	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農業／普及／組織	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナムは、「ドイモイ（刷新）政策」導入以降、市場経済の導入などで著しい経済成長を遂げており、特に近年では旺盛な外国直接投資に牽引された第二次産業や第三次産業の進展により、毎年6%を超える経済成長を達成している。また、経済成長が進む中、同国の貧困率は著しい改善を見せているものの、都市・地方間の格差が拡大傾向にあり、同国の持続的発展にとって、格差是正が大きな課題となっている。中でも、北部・北西部地域6省（ディエンビエン省、ライチャウ省、ソンラ省、ラオカイ省、イエンバイ省、ハザン省）（以下「6省」）は、少数民族が人口の約8割を占め、貧困率もいまだ50%近く（2015年）、貧困削減重点地域とされている。

ベトナムでは、人口の4分の3が農村部に居住し、その多くが不安定な農業収入に依存している現状において、地方の農村部の開発を通して地方住民の生計向上を図ることが、格差拡大に伴う社会不安定化を防ぎ、持続的な成長を遂げるための重要な鍵となっている。この課題を解決するため、ベトナム政府は社会経済開発5カ年計画（2011～2015年）において農産物の生産性、品質および競争性の向上を通じた農業振興、貧困地域住民の生計向上、生活環境改善等を具体的な目標に掲げている。また、日本政府のベトナム国援助方針では、農水産物の生産性の向上、地域資源や立地条件を活かした産業育成、農水産物の高付加価値の促進等を方針として掲げている。

このような背景の下、JICAは2010年8月から2015年7月までの5年間、ディエンビエン省を対象として「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」を実施した。本プロジェクトは、ディエンビエン省の農村開発を目標とし、主要農産物の栽培、収穫後処理、販売の方法およびアプローチの改善、水資源配分および灌漑施設管理の体制強化、関連する地方行政（省、郡、村の人民委員会）およびその下部組織、大衆組織や農業系企業の農村開発のための能力向上により、地方行政組織を核とした体制強化と農村開発の促進支援を実施した。その結果、パイロット集落において、水稻、大豆、とうもろこしともに収量が増加し、農薬、種子、肥料の量、間引き・補植の時間が減少する等、具体的な営農の改善が図られた。さらに具体的な成果物としては、この営農改善実績を踏まえた「栽培ガイドライン／マニュアル」と「水管理ガイドライン／マニュアル」（以下「両ガイドライン／マニュアル等」）が策定され、ディエンビエン省人民委員会にて2015年6月2日に正式に承認された。しかし、技術協力プロジェクト終了後の成果の持続的な普及・面展開については、ディエンビエン省の予算制約上の問題からその実施可能性が低いことが、省政府関係者（副人民委員長等）との協議において、確認されている。

また、JICAはベトナムの「地方開発・成長促進」と「貧困削減・地方分権化」を支援するため、有償資金協力「地方開発・生活改善事業」、「貧困地域小規模インフラ整備事業」（Sector Program Loan（以下、SPL））を、1996年から現在まで第I期からVI期を実施中である。この支援の中で、地方の道路、電力、給水、灌漑施設、森林保全などの整備を行っている。「6省」においても、SPLにより着実に社会インフラ整備が進められ、その成果と地域住民への生活環境の向上に効果が発現しているものの、地域経済振興を促進するためには更なる開発が求められている。しかし、予算制約のためにSPL終了後に必要なインフラ整備資金を手当てできていない。限られた開発予算を効果的に配分するためには、従来のばらまき型予算配分方式から、農民の生計向上を含む包括的な地域経済振興に係る各省政府の政策実施・達成能力を踏まえた、Result Based Budgeting Systemの考え方を根付かせていく必要性が極めて高い。

ここで、ディエンビエン省および隣接するライチャウ省とソンラ省では、標高501m以上の土地面積は省全体の80%以上を占め、傾斜8%未満と30%未満の土地が省面積に占める割合はそれぞれ約5%と40%となっている。また、月間平均気温の年間トレンドや、300mm前後の月間降水量が6月から8月に集中するなど年間の月間降水パターンも類似している。またラオカイ省、イエンバイ省、ハザン省においても、自然環境は類似すると考えられることから、今後は、ディエンビエン省のみならず、類似自然環境を有する「6省」に上記「両ガイドライン／マニュアル等」を普及し、北西部山岳地域全体の農業振興および農民の生計向上がベトナム政府により期待されている。

以上の背景から、「両ガイドライン／マニュアル等」の普及を「6省」が決定し、それに必要な人材、予算を準備し、

実践する場合、「6省」が農業振興の為に必要としている地方インフラを「Results-Based Financing（注：成果ベースで供与する有償資金協力）」により整備することが、農業農村開発省から JICA ベトナム事務所に要望されている。

本調査は、上記要望を受け、北西部山岳地域の農業振興を目的として、「両ガイドライン／マニュアル等」の普及に関する問題点および灌漑施設、農道、省道、上水道建設等の地方インフラの現状に関し、情報を収集・整理することを目的とする。

2. 調査の目的

本調査は、対象地域の自然環境・社会経済状況・社会インフラ整備状況・地方予算状況・農業の現状といった地方開発に関連する総合的な情報収集を行う。その上で、既存技術協力プロジェクトの成果を普及すること及び Result-Based Budgeting System（注：成果ベースで予算措置を行う仕組み）を導入するために必要な、ベトナム政府機関の能力や予算等について調査・検討する。

3. 調査対象都市

ディエンビエン省、ライチャウ省、ソンラ省、ラオカイ省、イエンバイ省、ハザン省（「6省」）

4. 相手国実施機関

農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development、以下 MARD）、
ディエンビエン省人民委員会（Dien Bien Provincial People's Committee、以下 DB-PPC）、
ライチャウ省人民委員会（Lai Chau Provincial People's Committee、以下 LC-PPC）、
ソンラ省人民委員会（Son La Provincial People's Committee、以下 SL-PPC）
ラオカイ省人民委員会（Lao Cai Provincial People's Committee、以下 LAC-PPC）
イエンバイ省人民委員会（Yen Bai Provincial People's Committee、以下 YB-PPC）
ハザン省人民委員会（Ha Ginag Provincial People's Committee、以下 HG-PPC）

5. 調査の範囲

コンサルタントは、「3. 調査実施上の留意事項」に留意しつつ、「4. 調査の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「6. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

6. 調査実施上の留意事項

（1）農業振興のポテンシャルの調査

農業振興のポテンシャルの調査においては、「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」で策定された「両ガイドライン／マニュアル等」のディエンビエン省内での普及可能性と、他 5 省への技術的適用可能性を確認し、さらに現地農民によるその実行可能性を確認することに調査の力点を置くこととする。

（2）地方インフラの調査

農業振興に必要とされる地方インフラの調査では、各種インフラ事業の抽出クライテリアを明確にすること。また、有償資金協力事業が成立する場合には「Results-Based Financing」によるディスパースメント方式の導入を計画しているところ、Results の設定とその評価手法、ベトナムで実施可能なディスパースメントのフローについても調査・検討する。

（3）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA ベトナム事務所は、主要関係機関に対し調査内容・スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに

に、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。受注者は、このために必要な情報やレター案等を、JICA ベトナム事務所に提供すること。

7. 調査の内容

【国内準備作業1】

(1) 説明・協議

- ・ JICA 農村開発部および東南アジア・大洋州部と協議を行い、本調査の目的・趣旨等を確認する。

(2) 既存資料の収集及び分析

- ・ ベトナムの自然・社会経済情勢の分析
- ・ ベトナムの地方開発および農業開発に係る法制度、政策の収集・分析
- ・ ベトナム全体の農業のトレンド（直近 20 年程度）にかかる分析（土地利用状況、農業就業人口、農家の所得および営農状況、主要農産物の種類とその生産量、栽培技術の現状、農産物の輸出入状況、灌漑施設の整備状況、農業の機械化等）
- ・ JICA がこれまでに実施した地方開発、農業開発に関連する調査報告書の確認。以下はその一部。
 - 1) 「ベトナム国北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査」
 - 2) 「北部開発情報収集・確認調査」
 - 3) 「ベトナム国農水産業セクター情報収集・確認調査」
- ・ JICA がこれまでに実施した 6 省に関連する技術協力プロジェクト、有償資金協力事業の確認。以下はその一部。
 - 1) 「農村地域における社会経済開発のための地場産業振興にかかる能力向上プロジェクト」(技術協力)
 - 2) 「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」(技術協力)
 - 3) 「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」(技術協力)
 - 4) 「北西部省医療サービス強化プロジェクト」(技術協力)
 - 5) 「母子健康手帳全国展開プロジェクト」(技術協力)
 - 6) 「ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト」(技術協力)
 - 7) 「造林計画策定・実施能力強化プロジェクト」(技術協力)
 - 8) 「貧困地域小規模インフラ整備事業(I)」(有償資金協力)
 - 9) 「貧困地域小規模インフラ整備事業(II)」(有償資金協力)
 - 10) 「貧困地域小規模インフラ整備事業(III)」(有償資金協力)
 - 11) 「地方開発・生活環境改善事業 (I)」(有償資金協力)
 - 12) 「地方開発・生活環境改善事業 (II)」(有償資金協力)
 - 13) 「地方開発・生活環境改善事業 (III)」(有償資金協力)

(3) インセプション・レポート(案)の作成

調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート(案) (英文) および (和文) を作成し、JICA に提出し、承認を得る。インセプション・レポートの内容は以下の通り。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法 (作業項目、手法)
- ・ 作業計画 (作業工程フォローチャート、日程等)
- ・ 調査員の作業および作業期間

- ・調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
 - ・提出する報告書とその目次案
 - ・JICA への便宜供与依頼事項
- (4) 実施機関のアセット・マネージメントおよび管理運営 (O&M) 能力に関するチェックリスト (案) を作成し、JICA に提出する。

【現地調査】

(1) インセプション・レポートの説明・協議

- ・インセプション・レポート(案)の(英文)および(和文)をもって、JICA ベトナム事務所に説明し、内容につき協議・確認を行う。また、およびインセプション・レポート(案)の(越文)をもって、MARD および「6 省」人民委員会に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(2) 既存資料の収集及び現状調査と分析

- ・MARD の政策の確認。特に北西部山岳地域、貧困地域への政策、支援プログラム、地方開発予算交付制度等の調査、分析。
- ・MARD の傘下で、「両ガイドライン／マニュアル等」の普及ならびに「6 省」にまたがる地方インフラ整備事業を担える既存部局を調査する。現状では、Central Project Office (以下 MARD-CPO) を実施機関と想定しているが、不足する機能、スタッフがある場合はその補足案を提案すること。特に「栽培ガイドライン／マニュアル」の普及活動を担える機能とスタッフについて調査、検討すること。あるいは、他の部局が適切な場合はその部局の機能、能力を精査し、提案すること。
- ・北西部山岳地域である「6 省」の自然環境情報（地形、森林面積、農地面積、市街地面積、降水量、気温、湿度等）の調査・分析
- ・「6 省」の社会経済情勢（産業動向、民間投資状況、公共投資状況、定住人口、産業別就労人口、観光人口、世帯収入等）の調査・分析
- ・「6 省」の社会インフラ整備状況（道路、上水道、排水処理施設、電力、護岸整備、急傾斜地保全、灌漑施設等）の調査・分析
- ・「6 省」の地方開発予算の概要・推移
- ・「6 省」の農業の現状分析（土地利用状況、農用地の状況、農業就業人口（世代別）、農家の就農に関する志向（自家消費、市場販売志向等）、農家の所得および営農状況、主要農産物の種類とその生産量、栽培技術の現状、農産物の流通状況、農産物の輸出入状況、灌漑施設の整備状況、農業の機械化等）
- ・「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」のプロジェクト事業完了報告書、「両ガイドライン／マニュアル等」、その他プロジェクトで作成された資料から以下のことについて確認する。

1) プロジェクトに関係した C/P の把握

2) 両ガイドライン／マニュアル等の作成に関係した C/P の把握

3) 「両ガイドライン／マニュアル等」の作成に関係した 3 郡内の 6 箇所のパイロットサイトの現地関係者の把握

4) 「両ガイドライン／マニュアル等」の作成手順の把握

- ・他ドナー実施の Result Based Lending による地域開発の現状・得失にかかる分析

(3) 「両ガイドライン／マニュアル等」のディエンビエン省内での普及可能性の調査、分析

- ・「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」のパイロット 3 郡内の 6 箇所のパイロットコミュニティ傘下の村における普及の徹底について以下を調査。

1) 6 箇所のパイロットコミュニティ人民委員会 (Commune People' s Committee、以下 CPC) で、コミュニティ内の全集落に普及活動を実施できるスタッフの数、分担業務、必要経費、スケジュール。スタッフの数

が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。

・「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」のパイロット3郡内の6箇所のパイロットコミュニティ以外のコミュニティへの普及について以下を調査。

- 1) パイロット3郡の農業農村開発部 (Division of Agriculture and Rural Development、以下 D-DARD) で本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費、スケジュール。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- 2) 6箇所のパイロットCPCで、他のコミュニティへの本普及活動のアシスタントとして期待できるスタッフの数、分担業務、必要経費。
- 3) 6箇所以外のCPCで、D-DARD等の普及指導を受けつつ、普及活動を実施するスタッフの数、現在の能力、必要経費。

・ディエンビエン省内における「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」のパイロット3郡以外の郡への普及に際し、以下について調査する。

- 1) ディエンビエン省農業農村開発局 (Department of Agriculture and Rural Development、以下 DBP-DARD) 等で、本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費、スケジュール。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- 2) 3郡で、他の郡に講師として本普及活動を期待できるスタッフの数、分担業務、必要経費。
- 3) 3郡以外のCPCで、D-DARD等の普及指導を受けつつ、普及活動を実施するスタッフの数、現在の能力、必要経費。
- 4) 3郡以外への普及において、「両ガイドライン／マニュアル等」に技術的改良点がある場合は、現地環境に合うようガイドライン／マニュアルの内容を適宜修正することとし、それに必要なスタッフの数、分担業務、必要経費、スケジュールを検討。
- 5) 今後の現地課題解決のための試験研究の状況を確認。試験研究の機能が無い場合には、各省あるいは地域合同の小規模な試験研究組織設置の可能性、その際のスタッフの数、業務、必要経費等を検討。

・上記で検討される普及スケジュールについては、元来、本調査実施期間中もディエンビエン省により独自に実施・継続されるべきである。よって、普及スケジュールの開始時期は調査期間中からに設定する。

・上記で設定した普及スケジュールを基に、DB-PPCが自らのイニシアティブ、予算、スタッフによりディエンビエン省内で「両ガイドライン／マニュアル等」の普及を開始する意思を確認する。

・上記全ての調査結果を基に、ディエンビエン省内における「両ガイドライン／マニュアル等」の普及可能性を総合的に評価する。

・本調査期間中、普及スケジュールに従って普及活動が実施される際には、そのモニタリングを行い、適宜技術的支援を実施する。

(4) ディエンビエン省内で農業振興に資する地方インフラ事業の調査、分析

・灌漑施設、省道、郡道、農道、上水道、電力施設等について、DB-PPCの関連部局からの要望を聞き取り、施設の必要性、内容、概算金額について精査し、取捨選択する。

・並行して、これら施設整備が遅延していることの要因分析及び持続的な予算措置に関する分析。

(5) 「両ガイドライン／マニュアル等」の他5省への技術的適用可能性にかかる情報収集

・他5省における普及に際し、自然環境情報と農業の現状分析から机上での技術的適用可能性を調査、分析する。

・「両ガイドライン／マニュアル等」の普及においては、DB-PPCには「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」で能力開発された政府関係者、農家が存在し、ディエンビエン省内の普及には彼らを活用することが可能であるが、他5省には存在しない。よって、他5省への普及に際しては、MARDが主体的にディエンビエン省の

既存リソースを活用する必要がある。活用にあたっては、ディエンビエン省内の普及活動に際し、MARD傘下のベトナム国立農業大学（Vietnam National University of Agriculture、以下VNUA）や農業普及センター（Agriculture Extension Center、以下AEC）が、ディエンビエン省のリソースとともに普及活動に従事し、普及のノウハウを習得し、他5省への普及では、両機関が主体的に普及することを想定している。この他5省への普及方針について、MARDと協議し、普及方針を決定する。

- ・上記他5省への普及方針について、関係者間の実施体制、指示命令系統、費用分担等の詳細な取り決めについて調査、検討する。
- ・LC-PPC、ライチャウ省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development、以下LCP-DARD）、各郡農業農村開発部（Division of Agriculture and Rural Development、以下D-DARD）等、各CPCの本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- ・SL-PPC、ソンラ省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development、以下SLP-DARD）、各郡農業農村開発部（Division of Agriculture and Rural Development、以下D-DARD）等、各CPCの本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- ・LAC-PPC、ラオカイ省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development、以下LAC-DARD）、各郡農業農村開発部（Division of Agriculture and Rural Development、以下D-DARD）等、各CPCの本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- ・YB-PPC、イエンバイ省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development、以下YB-DARD）、各郡農業農村開発部（Division of Agriculture and Rural Development、以下D-DARD）等、各CPCの本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- ・HG-PPC、ハザン省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development、以下HG-DARD）、各郡農業農村開発部（Division of Agriculture and Rural Development、以下D-DARD）等、各CPCの本普及活動を担えるスタッフの数、分担業務、必要経費。スタッフの数が不足している場合には、追加人数、追加研修、追加経費について調査・分析する。
- ・現地課題解決のための試験研究の状況を確認。試験研究の機能が無い場合には、各省あるいは地域合同の小規模な試験研究組織設置の可能性、その際のスタッフの数、業務、必要経費等を検討する。
- ・「両ガイドライン／マニュアル等」の普及にあたっては、他5省の複数の郡にパイロット圃場を設置し、通年での適用試験を実施し、技術的改良点がある場合は、現地環境に合うようガイドライン／マニュアル等の内容を適宜修正することを想定している。適用試験、ガイドライン／マニュアル等の修正、他5省での承認にかかる期間は合計で18ヶ月間を想定している。このパイロット圃場の適地を調査、検討すること。
- ・上記確認後、開始時期を2016年4月からとした18カ月間の詳細適用試験スケジュールおよび適用試験後の普及スケジュールを作成する。なお、普及にあたっては、MARD傘下のVNUAとAECが主体的に実施し、必要に応じて適宜日本人専門家を短期間派遣し、技術支援を受けることを前提条件とする。
- ・上記全ての調査結果を基に、他5省における「両ガイドライン／マニュアル等」の普及可能性について総合的に検討する。

（6）他5省内で農業振興に資する地方インフラ事業の調査、分析

- ・灌漑施設、省道、郡道、農道、上水道、電力施設等について、LC-PPCおよびSL-PPCの関連部局からの要望を聞き取り、施設の必要性、内容、概算金額について(4)同様に実施する。

(7) 有償資金協力を開始するための条件整理

- ・「両ガイドライン／マニュアル等」の内容を農家が実践する意思を示し、実践する能力を有し、実践を継続した場合、(4)と(6)で選定された地方インフラ事業を「Results-Based Financing」による有償資金協力により開始するための開始基準（トリガー）となる「Results」の具体案の検討を行う。
- ・有償資金協力では、6省を一度に対象とするか、3省ずつ2バッチに分けるか、一部の省のみ対象とするかなど、省政府の能力や予算規模の観点から検討する。
- ・本調査終了後から有償資金協力開始までのモニタリング項目とその確認時期の設定。

(8) プロGRESS・レポートの作成、JICA への説明

2015年12月上旬を目処に、それまでの調査結果を踏まえて「PROGRESS・レポート」を作成し、JICA ベトナム事務所、MARD および「6省」に提出する。

(9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、JICA への説明

2016年2月中旬を目処に、それまでの調査結果を踏まえて「ドラフト・ファイナル・レポート」を作成し、JICA ベトナム事務所、MARD および「6省」に提出する。

(10) ファイナル・レポート（案）の作成、JICA への説明

ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA ベトナム事務所、MARD および「6省」のコメントに基づき、加筆・修正を行う。

【国内整理作業2】

(1) ファイナル・レポートの提出と説明

2016年3月中旬を目処に、JICA 農村開発部および東南アジア・大洋州部にファイナル・レポートを提出し、調査経緯、調査結果について報告する。

- ・調査報告書が分冊形式となる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- ・レポートの作成にあたっては、華美な装丁等は避け、常識の範囲で極力コストダウンを図ること。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

8. 成果品等

(1) 報告書等

ア インセプション・レポート

- ・記載事項：上記7【国内作業1】参照
- ・提出時期：2015年9月下旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

イ PROGRESS・レポート

- ・記載事項：上記7【現地調査】参照
- ・提出時期：2015年12月上旬
- ・部数：英文10部、越文20部、電子データ1部

ウ ドラフト・ファイナル・レポート

- ・記載事項：上記7【現地調査】参照
- ・提出時期：2016年2月中旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

エ ファイナル・レポート

- ・記載事項：上記7【現地調査】参照
- ・提出時期：2016年3月中旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

(2) その他提出物

ア 収集資料

- ・収集した資料、データおよびそのリスト
- ・提出時期：調査終了時
- ・部数：1部

イ 会議記録（協議記録 M/M）

- ・調査団とベトナム側の各種協議結果
- ・提出時期：その都度
- ・部数：1部、電子データ1部

ウ 業務月報

コンサルタントは業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、機構ベトナム事務所に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、機構ベトナム事務所に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 詳細活動計画（WBS）

エ 業務フローチャート

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポートの印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

ファイナル・レポート以外の報告書はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

ア 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

イ 各調査報告書は、事前に案を機構に提出し、承諾を得ること。

ウ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨通過換算率とその適用年月日を記載すること。

エ インセプション・レポート以外のレポートには、巻頭に要約を加えること。

オ 調査報告書が分冊形式となる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。

カ レポートの作成にあたっては、華美な装丁等は避け、常識の範囲で極力コストダウンを図ること。

キ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

I. ベトナム国の農業に係る現状確認及び課題の特定

1. ベトナムの自然環境、社会経済情勢の確認
2. ベトナムの農業のトレンドの確認
 - (1) 土地利用状況
 - (2) 農業就業人口
 - (3) 農家の所得および営農状況
 - (4) 主要農産物の種類とその生産量
 - (5) 栽培技術の現状
 - (6) 農産物の輸出入状況
 - (7) 灌漑施設の整備状況
 - (8) 農業の機械化等

II. ベトナム北西部山岳地域の現状確認及び課題の特定

1. ベトナム北西部山岳地域 6 省の自然環境情報
 - (1) 地形
 - (2) 森林面積
 - (3) 農地面積
 - (4) 市街地面積
 - (5) 降水量
 - (6) 気温
 - (7) 湿度等
2. ベトナム北西部山岳地域 6 省の社会経済情勢
 - (1) 産業動向
 - (2) 民間投資状況
 - (3) 公共投資状況
 - (4) 定住人口
 - (5) 産業別就労人口
 - (6) 観光人口
 - (7) 世帯収入等
3. ベトナム北西部山岳地域 6 省の社会インフラ整備状況
 - (1) 道路
 - (2) 上水道
 - (3) 排水処理施設
 - (4) 電力

- (5) 護岸整備
- (6) 急傾斜地保全
- (7) 灌漑施設等
- 4. ベトナム北西部山岳地域 6 省の農業の現状分析
 - (1) 土地利用状況
 - (2) 農用地の状況
 - (3) 農業就業人口 (世代別)
 - (4) 農家の就農に関する志向 (自家消費、市場販売志向等)
 - (5) 農家の所得および営農状況
 - (6) 主要農産物の種類とその生産量
 - (7) 栽培技術の現状
 - (8) 農産物の流通状況
 - (9) 農産物の輸出入状況
 - (10) 農業の機械化等
- 5. ベトナム北西部山岳地域の開発政策・支援政策の確認
- 6. ベトナム北西部山岳地域への JICA の支援状況

III. 「栽培ガイドライン／マニュアル」と「水管理ガイドライン／マニュアル」の普及可能性の確認

- 1. 「両ガイドライン／マニュアル等」のディエンビエン省内での普及可能性の確認
- 2. 「両ガイドライン／マニュアル等」の他 5 省への普及可能性の確認
 - (1) 中央政府 (MARD、農業普及センター、ベトナム国立農業大学) の役割と中央政府を介した普及システムの検討
 - (2) 5 省各省の普及能力の確認
 - (3) 5 省各省のパイロット圃場の検討
- 3. 「両ガイドライン／マニュアル等」の普及可能性比較による 6 省の優先順位

IV. 北西部 6 省の農業振興に資するインフラ事業の確認

- 1. 6 省の農業振興に資するインフラ事業の選定条件の整理
- 2. 6 省のインフラ事業リスト

V. 有償資金協力を開始するための条件整理

- 1. 「Results-Based Financing」による有償資金協力により開始するための開始基準 (トリガー) の設定
- 2. 有償資金協力の供与対象省およびパッケージングの検討
- 3. モニタリング項目とその確認時期の設定

第3. 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は、2015年9月下旬に開始し、2016年3月中旬の完了を目処とする。調査実施工程及び各種報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

事項	2016年																					
	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
国内作業1																						
現地調査																						
国内作業2																						
レポート提出時期																						
レポートの種類																						

2. 業務量の目処と業務従事者の構成

(1) 業務量の目処

約 21.7M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野は以下を想定している。調査内容及び工程を考慮の上、より適切かつ合理的な要因構成がある場合は、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または、統合・分離について、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。

- 1) 総括／地方（農村）開発：2号
- 2) 農業／組織：3号
- 3) 農業／普及／組織：3号
- 4) 農業振興インフラ
- 5) 資金協力スキーム
- 6) 環境配慮
- 7) 社会配慮

- 1) 総括／地方（農村）開発：地方（農村）開発の総合的知見・経験を備える者。特に本調査では、外国人の入出が制限される北部・北西部山岳地域が対象であること、インフラの未整備による隣接省間の移動が困難なこと、少数民族が多いことなどから、調査中様々な困難が想定される。よって本団員は、各途上国における僻地・地方での調査やプロジェクトの実務経験を有し、様々な社会問題に対し柔軟に対応できる素養と経験を有することが望ましい。
- 2) 農業／組織：20年以上の農業・農村開発の経験を備え、調査及びプロジェクト管理の経験を有し、総括を補助・支援できる者。また、農作物栽培、営農の知見に加え、コメ、大豆、メイズの基本的な知見を有し、さらには「6省」の標高が高いことから、野菜や茶の栽培に適しているためその基本的な知見も有することが望ましい。さらに、「両ガイドライン／マニュアル等」の普及をMARDおよび「6省」政府が実施するに際し、ベトナム国

の中央政府、地方政府の行政組織、指示命令系統、農業関連部局の分掌業務に精通する者が望ましい。

- 3) 農業／普及／組織：20年以上の農作物栽培、営農、普及の経験を備える者。特にコメ、大豆、メイズの知見は必須。「6省」は標高が高く、野菜や茶の栽培に適しているためその基本的な知見も有すること。また、「両ガイドライン／マニュアル等」の普及をMARDおよび「6省」政府が実施するに際し、ベトナム国の中央政府、地方政府の行政組織、指示命令系統、農業関連部局の分掌業務を把握している者が望ましい。
- 4) 農業振興インフラ：総合的なインフラ整備事業の知見を有する者。特に、山岳部での小規模かつ効果的なインフラ事業の検討・分析が出来る者が望ましい。
- 5) 資金協力スキーム：世界銀行等が既に実施している「Results-Based Financing」等の仕組・意義を熟知しており、JICAの行う各種有償資金協力事業の形成、実施にかかる知見・経験を備える者。
- 6) 環境配慮：地方開発に資する農業開発においての、環境配慮の知見・経験を備える者。
- 7) 社会配慮：現地の少数民族の生活様式、社会構造に配慮した普及活動を考案できる者。

3. 現地再委託

「第2調査の目的・内容に関する事項」の「6. 調査の内容」のうち、(1)の実施に必要な現地調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に現地再委託することを可とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。本委託は見積額に含めること。

4. 見積り条件

(1) 通訳備上費

英語⇄越語（もしくは日本語⇄越語）通訳の現地備上に係る経費は見積りに計上すること。

(2) 技術支援要員備上費

各業務従事者の現地活動において、支援要員が必要とされる場合は、その経費を見積もりに計上すること。

5. 調査用資機材輸出管理

本調査では調査用資機材については想定していないが、本調査実施のために現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材がある場合は、そのうちコンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

6. 業務実施における安全管理・連絡体制

現地調査期間中は、安全管理に十分注意する。当地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整業務を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 貸与資料

下記の資料を農村開発部農業・農村第一グループにて貸与します。

連絡先：03-5226-8445 担当：金子

「栽培ガイドライン／マニュアル」、
「水管理ガイドライン／マニュアル」
「北西部山岳地域農村開発プロジェクト事業完了報告書」

8. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、ベトナム政府からの便宜供与は想定していない。本調査実施に当たり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA 東南アジア・大洋州部または JICA ベトナム事務所に連絡し協議すること。

9. 不正腐敗の防止について

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

